

## 白山市建物管理業務競争入札参加資格審査申請書の提出について

令和6・7年度において、白山市が発注する建物の管理業務の契約に係る競争入札に参加をご希望の方は、下記事項に留意のうえ競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

ただし、資格審査申請書を提出できる者は次に掲げる要件に該当する者としてします。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者、又は同条第2項に該当しその事実があった後2年を経過した者。
- 2 資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した白山市税及び1ヶ月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税）を完納している者。
- 3 ① 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者でないこと。  
② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者でないこと。  
③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。  
④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者でないこと。  
⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- 4 事業に関し必要とされる許可、認可、登録、届出等が義務付けられているものについては、その許可等を得ている者。

### 1 受付期間

**定期受付** 令和6年1月9日から2月5日まで(土・日を除く)

受付時間 午前9時から午後5時

有効期間 2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日）

**追加受付** 令和6年4月から令和7年12月（随時）

資格の登録は申請を受理した月の翌月からとなります。

### 2 提出・問い合わせ先

白山市 総務部 監理課 契約係（本庁舎4階）

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL(076)276-1111(代表) 274-9513(直通) FAX(076)274-9535

### 3 提出方法

持参または郵送（郵送の場合、当日消印有効）

なお、申請書類はファイル等で綴じる必要はありません。

## 4 競争入札参加資格者名簿

申請書を提出し受理された方は競争入札参加資格者名簿に登載し、市ホームページにて公表します。(令和6年4月公開予定)

なお、入札参加資格者名簿をホームページにて公表することをもって資格決定通知に代えます。

## 5 提出書類

下記の書類を各1部提出してください。

- (1) **競争入札参加資格審査申請書(建物管理業務)**  
白山市様式
- (2) **登記事項証明書〔現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書〕**  
法人の場合に限る。申請日の2ヶ月前以内のもの。(写し可)
- (3) **納税証明書〔所得税又は法人税及び消費税〕**  
課税事業者のみ。申請日の1ヶ月以内のもの。(写し可)  
納税証明書は確定申告を行った税務署で、未納の税額がないことの証明(法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」)の交付を受けてください。「その3」でも可。なお、免税事業者の方は、免税事業者届出書を提出してください。
- (4) **財務諸表**  
直前決算の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書  
個人の場合は、所得税確定申告時の損益計算書(又は収支内訳書)及び貸借対照表を添付してください。
- (5) **誓約書**  
白山市暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団等に関与していない旨の誓約書が必要になります。法人、個人とも提出してください。また、法人にあっては、本社の代表権を有するものを記名し、法人印及び印鑑登録をしている代表者印(実印)を押印してください。
- (6) **役員等名簿**  
白山市暴力団排除条例の施行に伴い、役員等が暴力団等に関与していないかを確認するために使用します。法人、個人とも提出してください。また、法人にあっては、本社の代表権を有するものを記名し、法人印及び印鑑登録をしている代表者印(実印)を押印してください。登記事項証明書に記載されている役員全て(社外取締役、監査役も含む)を記載してください。  
なお、代理人を選任する場合は、代理人についても記載してください。
- (7) **委任状**(代理人を選任した場合のみ)  
白山市との契約等の権限を代表取締役等の代表者から支店長や営業所長へ委任する場合に提出してください。
- (8) **事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録、届出を証する書類の写し(A4版)**  
(資格の名称等が判断できるもの。有効期間のあるものについては更新確認ができるもの。)
- (9) ISO9001、ISO14001、ISO27001等の認証を受けている場合は、登録証の写しを添付してください。

## 6 資格審査申請対象者

資格審査申請者は、次に掲げる事業のいずれかを営み、資格要件を具備する者を対象者とする。(以下の文中における「ビル管理法」とは「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」を指します。)

	事業の種類	資格要件	添付書類
1	清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	建築物清掃業登録証明書 又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書
2	警備業	・機械警備 警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ、石川県公安委員会に機械警備業の届出が受理されていること。	警備業認定証及び 機械警備業届出受理書 待機所の写し又は一覧表
		・その他警備 警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。	警備業認定証
3	空気環境測定業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	建築物空気環境測定業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書
4	ねずみ昆虫等防除業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
5	飲料水貯水槽清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
6	浄化槽維持管理業	ふるさと石川の環境を守り育てる条例等に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	浄化槽保守点検業登録証明書
7	浄化槽清掃業	浄化槽法の規定による白山市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による白山市長の一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬を含む）の許可を受けていること。	浄化槽清掃業許可書 一般廃棄物処分業許可証
8	空調設備保守管理業 (ボイラー・空気調和装置・冷凍機等)	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」及び消防法に基づく「危険物取扱者」の資格を有する者を雇用していること。	ボイラー技士免許証及び 危険物取扱者免状
9	消防設備保守管理業	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」の資格を有する者を雇用していること。	消防設備士免状 又は 消防設備点検資格者免状
10	電気設備保守管理業	・自家用電気工作物保守管理（高圧） 電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。 「電気管理技術者」となることができること。	電気主任技術者免状 ※電気事業法施行規則第52条の2及び経済産業省告示第249号の要件に該当していることを確認できる書類
		・その他電気設備（低圧）	電気主任技術者免状

11	設備機器運転 監視業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー 技士」、消防法に基づく「危険物取扱 者」及び「消防設備士」又は「消防設 備点検資格者」並びに電気事業法に 基づく「電気主任技術者」の資格を 有する者を雇用していること。	ボイラー技士免許証、 危険物取扱者免状及び 消防設備士免状又は消防 設備点検資格者免状並び に電気主任技術者免状
12	電話設備保守 管理業	工事担任者規則（郵政省令）に基 づく「工事担任者」の資格を有する者 を雇用していること。	工事担任者資格者証
13	廃棄物処理業	・一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条及び第7条により、その区域 を管轄する市町村長の委託又は許可 を受けていること。	一般廃棄物収集運搬業許 可証 一般廃棄物処分業許可証
		・産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項又は第6項の規定に 基づき、産業廃棄物の収集運搬業務 又は処分業を行おうとする区域を管 轄する都道府県知事又は施行令第2 7条第1項で定める市の長の許可を を受けていること。	産業廃棄物収集運搬業許 可証 産業廃棄物処分業許可証
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項又は第6項の規 定に基づき、特別管理産業廃棄物の 収集運搬業務又は処分業を行おうと する区域を管轄する都道府県知事又 は施行令第27条第1項で定める市 の長の許可を受けていること。	特別管理産業廃棄物収集 運搬業許可証 特別管理産業廃棄物処分 業許可証
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の4第1項の規定に基 づく環境大臣の認定を受けているこ と。	低濃度PCB廃棄物無害 化処理施設の認定証
14	その他保守管 理業	上記に掲げる以外の事業で建築物を 管理するために必要な保守管理事業 を営んでいること。 例 ダクト清掃、排水管清掃、昇降 機保守点検、自動ドア保守点検、 舞台設備機器保守点検、重油等 地下タンク点検、上・下水道施 設維持管理、水質検査、等	事業に関し許可、認可又は 登録、届出が必要とされる 場合はその書類

※ 申請業務のうち、許可、認可又は登録若しくは届出を必要とする業務については、それらを証する書類の写し（A4版）を添付してください。

また、「6 有資格者名簿」に記載された者に係る各々の法令等に基づく免許、資格等を有することを証する書類の写しを添付してください。

## 7 記載上の注意事項

### (1) 競争入札参加資格審査申請書（建物管理業務）

#### 「受任者」（委任先）欄

- ① 代理人に入札・契約等の権限を委任する場合は記載してください。
- ② 白山市内に所在する支店・営業所（以下「営業所等」という。）に委任する場合は、白山市の法人税の課税事業者であること。

#### 「1 創業の時期」欄

- ① 個人営業から法人組織に変更した場合は、個人営業開始年月を記載してください。
- ② 個人又は法人が合併により従来と全く異なった営業になった場合は、その変更により発足した年月を記載してください。
- ③ 個人又は法人が営業を継承した場合は、前営業の発足した年月を記載してください。

#### 「2 事業の種類」欄

申請事業名を○印で囲んでください。

なお、登録できる事業は10業種までです。

また、「その他保守管理事業」を○印で囲んだときは、具体的にその事業の内容を記載してください。

#### 「3 役員及び従業員数」欄

- ① 申請日現在で、雇用期間を定めずに雇用されている者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用されている者の数を記載し、臨時又は日々雇用契約による従業員数は含めないでください。
- ② 常勤役員であっても、実際に申請事業に従事している場合は、「申請事業に従事する従業員」の欄に記載してください。
- ③ 組合にあっては、組合の役員と常勤職員との合計数を記載してください。
- ④ 営業所等に委任する場合は、その営業所等の常勤人数も記載してください。

#### 「4 事業別従業員数」欄

- ① 「3 役員及び従業員数」で記載した従業員数のうち、「申請事業に従事する従業員」の欄に記載した人数について、申請事業別に内訳を記載してください。
- ② 営業所等に委任のある場合は、下段の当該営業所における従業員数の内訳を記載してください。

#### 「5 主な契約（取引）の概要」欄

申請事業についてのみ記載してください。（工事は除く）

#### 「6 有資格者名簿」欄

「4 事業別従業員数」に記載した役員・従業員のうち、法令等に基づく資格、免許等を有する者について記載してください。

#### 「8 使用印鑑」欄

- ① 入札書、見積書、契約書、請書、請求書、領収書等に使用する印鑑を押印してください。なお、営業所等に委任する場合は、委任先で使用する印鑑を押印すること。

- ② 法人の場合は、社印欄には法人名及び営業所等の名称が入ったものを押印してください。なお、代表者印に法人名及び営業所等の名称が入っている場合は社印を省略することができます。

## **8 その他の注意事項**

申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、「競争入札参加資格申請内容変更届出書」を提出してください。